

平成26年度 第1回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成26年 8月12日(火) 13時40分～16時40分

2 場 所 三重県吉田山会館 第206会議室

3 出席者

(1) 委 員

安食和宏委員長、酒井俊典副委員長、木下誠一委員、新谷琴江委員、鈴木宏委員、田中彩子委員、野地洋正委員、松尾奈緒子委員、森下光子委員

(2) 三重県

(農林水産部)	前野 治山林道課長 他
(津農林水産事務所)	堀部 森林・林業室長 他
(熊野農林事務所)	松岡 森林・林業室長 他
(県土整備部)	岡田 河川課長 他
(四日市建設事務所)	西澤 プロジェクト推進室長 他
(鈴鹿建設事務所)	井上 事業推進室長 他
事務局	土井 県土整備部長
	水谷 県土整備部副部長
	加藤 公共事業運営課長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業評価審査委員会開会

(公共事業運営課長)

お待たせを致しました。定刻となりましたので、只今から平成26年度第1回三重県公共事業評価審査委員会を開催致します

本日の司会を勤めさせていただきます、公共事業運営課長の加藤と申します。どうぞよろしくお願い致します。なお、事前の委員会におきまして本年度の委員長を安食委員、副委員長を酒井委員にお願いする事になりましたので、改めてよろしくお願いを致します。さて、本委員会につきましては原則、公開で運営する事となっております。委員長、本日の委員会は傍聴許可をさせていただいてよろしいでしょうか。

(委員長)

委員の皆さんいかがでしょうか。本日の審議は公開で行う事で、許可してよろ

しいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員長)

うなずいていただきましたので、それでは傍聴を許可いたします。

(公共事業運営課長)

傍聴の方、お見えでしたら入室をお願いいたします。本日の委員会につきましては10名の委員中9名の委員にご出席いただいておりますので、三重県公共事業評価審査委員会条例第4条第2項に基づき、本委員会が成立している事をご報告いたします。それでは開会にあたりまして三重県公共事業総合推進本部の副本部長であります、県土整備部長の土井からご挨拶申し上げます。

(県土整備部長)

どうもこんにちは、県土整備部長の土井です。

今回、第1回の委員会という事で、忙しい中、出席していただきまして、ありがとうございます。また4名の委員の方、今年から新任という事もありますが、いろいろとご迷惑をかけると思いますがどうぞよろしくお願ひします。わたくし事ですが、この委員会ですね、部長になって3年目という事と、その前の総括室長という役職の時にも出席させていただいて勉強させていただきました。本当にありがとうございます。そういう中で、挨拶に代えてこの委員会に寄せる思いというか、そういう事を少しだけ挨拶させていただきます。いま、公共事業、財政面とか効果とか、そういう面が非常に注目されております。そういう中で、この委員会で効果とか必要性、これを議論する意義は非常に大きいんじゃないかと。例えば6年前に道路の整備効果という事で、マニュアル上、新しい道を作った時に走行の時間が短くなる経費と、確か走行経費ガソリン代が浮く、事故が減るといふ、この3つの経費をはじめて効果としていたと、こういう事をご説明させていただいたら、皆さん方から、もっといろいろ多面的に、救急車が行き易くなったとか安全性が増したとか、そういういろいろな多面的な評価をした方が良くないか、そういう事で県民の理解を得られるんじゃないか、というご指摘を多く頂きました。そういう段階の中で、いま道路でどういう事をやらせていただいているかというのと、例えば、東紀州の紀勢道、今回3月20日に全線共用しまして、今日も利用して来ていただいた委員も見えると思うんですが。最後の新宮と熊野の間の残ってるミッシングリンクの解消の為に整備効果をはじくと、当然いまみたいなマニュアル上の効果だけではなくて、防災上の効果、例えば救急車で

救急搬送する、第二次救急病院へ搬送する時間が短くなったとか、旧 42 号は毎年 4 回～5 回雨で止まってたんですが、そういう事もなくなったという効果、防災上の効果とか、地域経済に及ぶ効果。実はコンビニが、高速道が出来る事によって、あるコンビニチェーン店が 8 箇所から 19 箇所に、11 箇所増えているんですね。要するにコンビニも流通がし易くなる、お客さんが増えるとかいう事で出店が出来るというのとか、別のチェーン店については、いままでは伊勢しかなかったですが、新宮の方から攻めてきて紀宝町とか熊野で 2 件新規に立地、1 件開発申請中というような事の整備効果。いまコンビニというのは単に都市部の店というよりも、お年寄りの方が気軽に買い物に行ける、日用品を買いに行ける効果というのがあると。そういうような効果とか、例えば名古屋から熊野に行く高速バスがいままで 5 便、1 日に 5 往復だったのが、これが 8 往復になっているというような整備効果とか。そういう高速道路が出来た効果、地域活性化の面の効果というのと、もう 1 つ一番大きな津波対策で、いま高速道路に逃げる階段を 13 箇所作っていただいていると、そういうふうに道路というのは非常に多面的な効果があるというような事で、是非ともミッシングリンクを繋げてほしいという要望を、まさにこの委員会でご指摘を受けた事のような事が、現実的に説明の中に取り入れさせていただいているという事でございます。これも 1 つの例でございますけれども、今後ともですね、事業をやっていくという中で、県民の目でご指摘をいただくというものは非常に有意義であり、尚且つ県民に PR していく 1 つの手法、三重県をよくしていく事という中で非常に意義がある事だと思っておりますので、その辺これからもご理解・ご支援をいただく事をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞ、今後ともよろしく申し上げます。

(公共事業運営課長)

ありがとうございました。続きまして本年度第 1 回目の委員会となりますので、議事に入る前に委員会の趣旨と事務について事務局から説明させていただきます。

(事務局)

事務局を担当しております県土整備部公共事業運営課の山本でございます。私の方から委員会の所掌事務について説明をさせていただきます。資料 8 の三重県公共事業評価審査委員会条例をご覧ください。条例の第 2 条で、委員会は知事の諮問に応じて調査審議していただくむね、規定しております。この中で第 1 項第 1 号で公共事業の再評価を、第 2 号では事後評価を、第 3 号ではその他評価の実施に関して特に調査審議をお願いする時に該当する規定でございますが、その 3 つの規定がございます。以上、委員会の所掌事務についての説明でございます。

(公共事業運営課長)

委員の皆さま、ご質問等はよろしいでしょうか。無いようでございますので、それでは議事次第3番目以降につきまして、委員長に進行をお願いいたしたいと思っております。委員長よろしくお願い致します。

(委員長)

はい。それでは進行役という事で勤めさせていただきます。では、早速ですが議事次第3番目の平成26年度審査対象事業について、その点を先ず事務局より説明お願いいたします。

(事務局)

はい。それでは本年度審査をお願いいたします再評価及び事業評価の審査対象事業について説明をいたします。

インデックス資料4をごらんください。ここには本年度審査をお願い致します再評価及び事後評価の審査対象事業を一覧にして記載してございます。ここにございますようにページ表の再評価対象が6事業、ページの裏になりますが事後評価対象の10事業、合わせて16事業につきましてご審査をお願いしたいと思っております。合わせまして1ページ目でございますが、再評価予定表の下の方でございます報告案件として、河川整備計画につきまして4件の報告を予定しております。また、再評価対象事業の再評価理由につきましては、この表の右から2列目の再評価理由に、3番とか4番がございますがその理由について番号を付けてございます。表の下の26年度再評価の件数表をご覧ください。本年度審査をお願いいたします事業の再評価理由につきましては、5事業が再評価後一定期間5年が経過している事業でございます。上から5件につきましては③をふってございますが、これが前回の再評価から5年が経過している事業でございます。また1事業、一般国道477号につきましては、社会経済情勢の変化等により再評価実施の必要が生じた事業という事で1件お願いする事になっております。更に先ほど申し上げましたように河川整備計画の報告が4件ございます。こちらにつきましてはインデックス10、再評価実施要綱第8条にございますが、河川法に基づき学識経験者等による委員会での審議を経て河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付ける。またその結果を三重県公共事業評価審査委員会に報告するものとする。との規定に基づき報告するものがございます。また事後評価につきましては、事業完了後おおむね5年が経過した事業で、事業規模や事業特性を考慮の上、事業評価の対象事業としておりまして、本年度につきましては10件の事業につきましてご審議をお願いしたいと思っております。本年度の審査対象事業の説明は以上でございます。

(委員長)

はい、いま資料の4に基づきましてご説明いただきました。要するにこの委員会に対して合わせて16の事業の審査依頼、それから河川整備計画については4件の報告予定があるという説明でございました。以上の件につきまして委員の皆さんから何かご質問などいかがでしょうか。今、ご説明終わりました資料4に関しましては特になしという事でしたが、それでよろしいと思いたしますが、はい、よろしいですね。では特になさうでするので、今年度は16の事業の審査依頼について承るという事にしたいと思いたします。次に進みたいと思いたします。次は議事次第の4番目について事務局から説明お願いたします。

(事務局)

はい、本日ご審査をお願いたします事業は、赤いインデックスの資料4、審査対象事業一覧表の審査欄に丸印がつけてございます、1番と2番の林道事業でございたします。2件でございたします。資料5をご覧ください。こちらには本日審議を行います2事業の概要を掲載してございたします。裏表になってございたします。その次にございたしましては、過去の再評価結果という事で、2件の林道事業につきまして過去の再評価概要が記載してございたします。いずれも、平成11年、16年、21年、3回の再評価審査を経てございたします。なお、説明につきましては、資料6の青いインデックスの資料を用いて行いたします。事業主体が事業概要と評価内容を説明いたします。委員の皆さまの質疑応答につきましては、説明のあとにお願いたしたいと思いたしますが、専門用語など不明な用語がございたしたら、説明中でも結構でございたしますので、是非ご質問いただければと思いたします。また、事業主体の説明に際しましては、最初に林道事業の一般的概要として10分程度説明いたします。簡単な質疑を挟みまして個別の事業につきまして、1番経ヶ峰線を津農林水産事務所の方から、2番浅谷越線につきましては熊野農林事務所の方から説明をさせていただきます。1事業あたり15分以内で説明いたします。ご質問につきましては各事業の説明のあとにお受けしたいと思いたします。

尚、時間管理の観点からベルを用いたします。個別事業の説明の際には13分で1回目のベル、15分で2回目のベルを鳴らさせていただきます。説明者の方につきましては1事業15分という時間厳守でお願いたしたいと思いたしております。本日ご審査をお願いたします事業についての説明は以上でございたします。

(委員長)

はい。本日のこれからの進め方と言いたしますか、対象となる事業について説明がございたしましたが、今の説明に関しまして何か委員の皆さんからご質問などいかがでしょうか。具体的な話はこれからでするので、いまの段階ではよろしいですね。はい、では特になさうでするので、それでは只今から再評価対象事業の審査を行いたしたいと思いたします。先ほど事務局から説明がございたしたとおり1番、2番の事業の

説明を先ず受ける事に致します。尚、本日の委員会終了時間は、予定としましては概ね 16 時という事です。説明の方は、簡潔明瞭に出来るだけお願い致します。それでは林道事業についての説明をよろしくお願い致します。

(農林水産部 治山林道課長)

失礼いたします。農林水産部治山林道課の前野でございます。どうぞよろしくお願いを致します。資料につきましては前の画面、または、お手元にパワーポイントを印刷した資料をお配りさせていただいていると思いますので、そちらの方をご確認いただきたいと思います。それでは林道事業の概要及び費用対効果のご説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

先ず林道とは、でございますが、林道とは多面的な機能をもっている森林の適正な整備や保全を図り、森林経営を効率的で安定的にする為に整備されるものがございます。林道規程に基づく恒久的な公道というふうに位置づけられております。このことから、先ほどもお話がありましたけれども、森林整備を目的とはしていない国道・県道それから市町村道等の一般道路とは区別されている道路でございます。林道の目的・効果と致しましては、林道が整備される、林道が作られる事によりまして森林施業が効率的になります。林業の収益性、また、森林の持つさまざまな機能が増進されるということでございます。また、山村地域の生活道路として利用される事で、生活環境の改善が図られたり、また、森林体験学習、それからレクリエーション等のフィールドへのアクセスが容易になるなど効果がございます。この様な目的や効果を持つ林道を整備する林道事業というしておりますが、これは、平成 17 年に制定されました三重の森林づくり条例や、2 段目になります。平成 24 年に策定されました三重県民力ビジョンの中で位置づけられております。基盤整備により、生産性の向上や森林整備の促進を図るものというふうな位置づけでございます。また、当県では、本年度から導入いたしました、みえ森と緑の県民税を利用して、災害に強い森林づくり、それから、県民全体で森林を支える社会づくり、これをすすめていく事としております。内容と致しましては、溪流内に異常に堆積した土砂や、それから流れ木、流木でございます、それらの除去や、森林環境教育などに取り込むこととしております。この取り組みにつきましては、林道事業とは直接的な関係はございません。しかし、整備された林道がこのような取り組みに活用される、と言う事も期待しているところでございます。今回、ご審査いただく林道経ヶ峰線と浅谷越線は県営林道で、県が工事をしております。この県営林道と言うことですが、まず、集落間を結ぶ連絡道、それから複数の市町間を結ぶもの、そういうのを市町から施工の依頼を県が受けまして、県営林道として施工させていただいております。工事完成後は、依頼した市町により維持管理がされていくというものでございます。

林道整備にあたっては、地域の状況に応じて出来る限り環境への負荷を軽減し、

それからコストを縮減するという事を基本的な考え方としております。その為に、林道を真っ直ぐにつくらずに、左右に曲がったり、また、上り下りをするような地形にそった波形線形といわれるもので、このような事で環境への負荷を軽減なりコスト縮減をしております。更に、山の斜面、斜めになっているところに平らな道路を作るということから、幅が広くなれば広くなるほど事業費がかさんでしまうという事から、車道の幅員は変えずに路肩部分を狭くするという事で、切土の土の量や盛土、それから林道の敷地の幅、そのようなものを縮減しております。これによりまして、また、切土面それから盛土面の法面保護の面積が減るということで、経費の縮減を図っているところでございます。また、土を切ったり盛ったりという工事がある訳ですけれども、林道の中心を谷側、この絵で考えていただきますと、右側の方に移動させまして、切り取る量を減らしてその場で盛土に活用するという事を、施工のなかで検討して行っております。補強土壁工などを採用することで、切土量と盛土量を出来るだけ均一化したり、平準化したりという事でございます。切土量ばかりになりますと、残土とういうものが、土がどんどん余ってまいりまして、土捨て場といえますか、その土砂を処分するところまでの運賃なり、その場所を確保する必要が出てきますので、できる限り現場の中で土砂の活用をしていきたいと考えているところでございます。

次に、林道事業の評価方法、特に便益の算定方法についてご説明いたします。林道事業の費用と、その効果、便益というものですが、これは国におきます林野庁、ここが作成しております林野公共事業における事前評価マニュアル、これに基づいて算定をしております。評価の期間は、林道整備にかかる工事期間に、完成しました路体の耐用年数の40年を加えた期間、この期間に発生する経費、事業費でございますが、これと活用される事による便益・効果によりまして、計算をさせていただきます。算定の対象となる便益は、この表の中にありますからちょっと見にくいですが、一番左側の区分、木材生産・森林整備経費縮減・一般交通・森林の総合利用・災害等軽減・維持管理費縮減・その他。このような7つの便益から算出をいたします。

まず、1番上の木材生産便益でございますが、これは、林道が出来る事で木材の生産量が増加したり、将来の資源確保につながる森林整備がすすむ効果を便益としております。

次の、森林整備経費等縮減便益、これは林道が使用出来る事で、森林整備や森林内で行われる作業の経費、かかる経費が縮減されたり、森林整備がすすむ事で発生する森林の持つ公益的機能といいますが、これの公益的機能を便益としているところでございます。この2つの便益の算定には、林道を利用出来る区域、林道利用区域といいますが、こちらの中で実施する森林整備の面積、これを算定因子としています。森林整備面積は、これまで整備された実績、それと今後見込まれる面積を合計して算出しますが、標準的なサイクルといたしましては、林業の

中で行われます、苗木を植える、木を植えるところからはじまりまして、そのあと10年ほど下刈りという作業が行われます。その後、植えてから15年生、木は植えた時は1年生で、15年経ちますと15年生っていうんですが、15年生から60年生位の間に間伐、10年に1回ほど間伐を行いまして、80年生、80年経ったら木を切る、伐採する。そして、また、木を植えるという様なサイクルで行われます。平成21年度の再評価を当林道は受けています。その時と現在で考え方が変わった部分をご説明させていただきます。

森林整備経費縮減便益、こちらにつきましては、これまで林道がなかったために森林整備がすすまなかった、整備されなかった面積、これを整備されるようになりましてという事で、便益として計算をしております。しかし、この考え方、平成21年度当時は、森林整備する為に国の方からも造林事業として補助金が出ているという事から、そちらの方の費用もかかっているんだから2分1に下さい、というような事で便益をはじいております。22年度から、これを全面積算定する事が出来るようになっております。平成21年度の再評価に比べまして、今回の評価はこの面積をすべて算定しているというような事でございます。

次に、一般交通便益でございますが、林道を林業生産活動以外の目的で通勤などに使う、一般生活道として利用できる効果を便益としています。

続きまして、森林の統合利用便益。こちらの方につきましては、林道を整備する事で森林浴等、それから山菜採りとかもですね。そういう事への利便性の向上等を便益としている。

続きまして、災害等軽減便益でございます。災害時の迂回路になった、防火帯としての機能、それから、舗装などは災害を受け難くなっている事から便益を計上しております。これも平成21年度の再評価では計上出来なかった便益でございますが、こちらの方も算定出来るようになっております。

続いて、維持管理費縮減便益でございます。林道の舗装や改良をすることによって平時の維持管理費が軽減できる効果を便益としています。

最後にその他の便益でございますけれども、これは、安全が確保されたり資源が有効活用される。それから、道路が出来る事によってボランティア活動等が活発になる。そのような事を便益としているところでございます。私の方からの説明は以上でございます。

(委員長)

はい。ありがとうございます。只今、林道事業の概要というところで先ず説明をお聞きいたしました。いかがでしょうか、委員の皆さん只今の説明につきまして、何かご質問などいかがでしょうか。

(委員)

あとの審査にも関わってくるんですけども、5 ページ目のところで林道事業の評価っていうのがありますけれども、これ 40 年を対象にして評価されているんですけど、あとの事業もほぼ工事期間が 40 年に近いような感じになってるんですけど、そのあたり、こう、どうみるのかなっていう。40 年経ったあとに、どういうふうにこう、先すすんでいくのかってちょっと伺いたいなと思うんですけど。

(治山林道課長)

林道は恒久構造物として、期間は永久的に機能を果たすと考えております。ただ、永久的に果たすからいくらでもつぎ込んでもいいんですよ、という事にはなりませんので、先ず工事期間に道を作る経費を積みあげる。そのあと維持管理費というものがかかる。で、維持管理費をかけた部分で、40 年かかって道路が出来て耐用年数が 40 年という事ですと、80 年かかるとは思いますが、ただ、あとは維持管理費をつぎ込んでいけば、永久的に道路として機能するというふうには考えておりますが、一応区切りとしまして 40 年というふうに、これはマニュアルで決められたものでございますけれども、そのようにしております。

(委員長)

具体的な審議はこれからあるのですけれども、その他のご意見・ご質問等はいかがでしょうか。

(委員長)

私の方から、1 つ基本的なところを教えてくださいたいのですが、木材生産に関わる便益については、当然計算式はあるんでしょうけれども、林野庁マニュアルではどうなっているのでしょうか。樹種というか、林齢とか、どういう木があるかで全然価値がまた違ってきますし、どれだけ育ってきたとかいつ植えたものであるとか、結構細かく言えばそれぞれかなり違うと思うんですが、そういうのをどうやって計算するのか、そういうマニュアルがあるのですか。

(治山林道課長)

樹種によって計算式を変えている事はないようでございますが、80 年で伐採するという便益でございますので、人工林を念頭において、三重県で言いますとスギ・ヒノキの人工林の部分を評価の算定としているというふうに考えております。白山スーパー林道等でいわれてますけども、天然林の中を走っていくというのは、観光的なり、森林レクリエーション、そういう部分に便益が出る事もあるかと思えます。また、広葉樹であっても他のものであっても、林産物として採取されれば計上が出来ると思えます。ちょっと今、この樹種でいくらの便益ということは、

調べさせていただいております。ちょっとお待ちください。

(委員長)

いわゆる人工林としても、1つのものとして計算するのではなく、例えば、スギの価格、ヒノキの価格ってのもまた違いますよね。そういうところも含めた計算が出されているっていう事ですか。

(治山林道課長)

木材の価格は、再評価の時点時点で多少なり上下がありますので、その価格につきましては、その時点の価格を算定因子として、計算させていただいております。

(委員長)

はい、そうですね。その時々を反映しているということで、はい、わかりました。その他、はい、委員。

(委員)

すいません。7ページのところっていうか、14って書いてあって手書きで7って書いてあるところの、本当に基本的に分からないので教えていただきたいんですけども、植栽して1年、15年すると間伐と、その後10年ごとに間伐して行って、しばらくすると80年となりますけれども、イメージとしてはどんなふうに考えたらいいんでしょうね。植えますでしょ、15年しまして、間伐って、大きくなり過ぎるので間を得るために間伐するのかなとは思ったりするんですけど、そうしながらどんどんいくと、80年経ったらもう、丸坊主の山になるんですか。このあたりがちょっと分からないんですが。

(治山林道課長)

森林の整備につきまして、このサイクルは林業生産のサイクルとして書かせていただいておりますが、先ずは、苗木を植える。植えたあと木と草の生長は、草の方が早いですけども、植えた苗木の上をどんどん草がおおいかぶさってしまう、そのために木が生長しなくなっていく。それを防ぐために、草を刈って、木を太陽光にあたるようにする。これを下刈り作業っていうんですけども、その木が生長して草の高さよりも上に出る時期まで行う。その後は、太陽光は樹木にあたりますので、それで木は大きくなる。木の大きさっていうのは、高さとおさがあるんですけど、どんどん成長することによって隣の木と押し合い圧し合いになって、それをそのままほっておくと、もやし林、ヒョロヒョロの山になってしまいますので、大根の間引きのように間引きをする、これが間伐でございますのでそ

れを行い、これを 15 年生から 60 年生位の間、10 年に 1 回くらいやって、木の生長を助ける。60 年から 80 年生位は、そのままおいておくか、少しずつ太くなるという。

(委員)

立派な木になると。

(治山林道課長)

立派な木になっている。その木を切って、売って、収入を得るのが林業。そのままほっといたらはげ山になりますので、またそれからという作業になり、じゃあ切らなくていいんじゃないかという事になりますけれども、そうしますと収入の道が途絶えるってということで、地域経済が疲弊する。それから、もう 1 つは COP10 でありましたけども、森林整備をすることによって日本の CO2 排出量の 3.8% を吸収すると算定報告されておりました、森林の整備につきましては、CO2 排出源でなく CO2 の吸収源対策といたしまして整備をしている 1 面もございません。そして、使われる木ってというのは、材木を使って、椅子やテーブルや床とかに使われますと、そこに CO2 吸収して固定しているというような観点から、木を使っていこうということは、私ども、施策のほうでさせていただいております。

(委員)

すいません。じゃあ、林業というものは 80 年サイクルで考えることが基本で、2 世代ぐらいになりませんか。

(治山林道課長)

これは、木の目的によっていろいろと違うんですけども、80 年は、一般的に三重県で使われているのが 80 年サイクルですという事で、長いものでは伊勢神宮の宮域林があるんですけども、そちらの方は神宮の社殿を建てるためにやっているんで、約 300 年経ってから伐るということで施業をされているというところもございますし、クヌギ林・コナラ林のように、椎茸原木として使われる場合につきましては、15 年で切って、それからまた萌芽して更新していくということで、利用する目的によっていろいろ年数がちがうのでございますが、平均して 80 年というふうに考えさせていただいております。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

そのほか、ご質問などはよろしいでしょうか。はい。では今までのところはひとまず終わりとします。では、次に進みたいと思いますので、それでは、再評価の1番につきまして林道事業経ヶ峰線の説明をお願いします。

(津農林水産事務所 森林・林業室長)

津農林水産事務所森林・林業室の堀部でございます。林道経ヶ峰線について説明をさせていただきます。林道経ヶ峰線は平成21年度に三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき評価を行いました。実施後5年を経過したため改めて同要綱に基づき再評価を行いましたので、その概要につきましてご説明申し上げます。当林道は、津市の市街地の西方に位置し、旧美里村平木地内の長野峠付近を起点とし、経ヶ峰山頂付近北側を通り旧芸濃町河内地内の安濃ダムの貯水池である錫杖湖のほとりを終点とする林道で、経ヶ峰を縦断する線形となっております。全体計画は延長14km、幅員は5m、利用区域面積は1,069haでその内189haは国有林となっております。全体事業費は39億7,700万円。m当たりの開設単価はおよそ28万4千円になり、事業期間は平成6年度から35年度までの30年間としております。

なお、当林道は、津市より施工依頼を受け、県営で工事を実施しており、旧美里村地内は山村振興法に基づく振興山村地域に指定されているため、国50%県50%と、地元負担なしで事業を進めております。それ以外の部分は国50%県32.5%津市17.5%で実施しております。

次にこれは航空写真ですが、黒の実線部分が完成した部分でございます。起点と終点の方から当林道が出ております。赤の実線が今後の工事箇所となります。当林道は路網未整備な経ヶ峰周辺の森林における基幹となる林道として、生産性の向上を図る事によって林業生産活動を活性化させ、森林資源を有効活用するとともに森林の適正管理を促進し、森林の持つ公益的機能の維持増進を図ることを目的としております。合わせまして、キャンプ場やレクリエーション施設が集まる錫杖湖周辺の観光資源から眺望の良い憩いの場と利用されている経ヶ峰頂上へのアクセス道として、自然を生かした集客交流産業の活性化を図る基盤施設として地域振興を図ることを目的としています。当林道の利用区域の森林面積ですが、1,069haというふうになっております。利用区域内の83%を占める891haが、スギ・ヒノキ等の人工林となっております。これは利用区域内の人工林の齢級構成を表したもので、人工林の内90%が11から60年生までの間伐等の対象の森林になります。民有林の所有者数は366で、その所有形態につきましては、個人所有が最も多くて52.9%となっております。次に進捗状況でございますが、全体計画延長14キロのうち、画面左下側が美里側で3,279m、こちらですね。完成しております。それと図面上側が芸濃町側で3,768m、合計約7キロに渡って事業が完了しております。延長で50%、事業費で56%の進捗率となっております。

これをご覧ください。法面の状況なんですが、近年の課題としましては、急峻な地形だけではなく、実質は予想外に脆い箇所が多く、ある程度しっかりした法面保護工を行わざるえない状況があります。続きまして、利用区域内の森林整備の状況をご覧くださいと思います。この図は森林整備の実績を表しており、青色の部分ですね、この青色の表した部分が、平成16年度からの5カ年間に間伐・枝打ち等の森林整備を行った箇所で約120haございます。また、緑色の部分でございますが、これは平成21年度から25年度の5年間に森林整備を行ったところで111haございます。それぞれ5カ年間に利用区域面積の10%以上の森林整備が行われており、続く5カ年において100ha程度の森林整備を行うものと考えております。その他に当林道との接続を見据えた、林道中畑線、これでございますね。この林道でございます。や作業道ですね。そちら、ここら辺あたりで計画しておりますが、そのネットワーク化を行っておりまして、将来は路網の発達とともに森林整備は進むものと期待されます。

これはですね、林道経ヶ峰線の利用区域内で行われた森林整備前と整備後の状況です。間伐を行うことによってですね。先ほどもお話がありましたが、幹が大きく成長で大きくなるほか、込み合った樹冠が開いて林内に光が差し込むことで、草が生えて水源涵養機能や土砂流出の防止機能、森林の持つ公益的機能の増進がうかがえるものと考えております。こちらが、当林道の美里側平木地区において、当地域の担い手である中勢森林組合が、伐採した木材を搬出している状況でございます。中勢森林組合では、現在、主に現場において森林作業に従事する作業員の数は21名おりまして、ご覧のように、機械の導入をすすめております。それによって、森林作業の就労条件の改善とか森林整備の効率化を図っております。続いて、森林林業を取り巻く情勢等の変化でございますが、津市では平成25年3月に津市総合計画、長期基本計画を策定し、林業経営基盤の強化、森林保全と生産基盤の整備、森林資源の活用促進を手段として、担い手後継者の育成、計画的な森林施業の推進、高性能林業機械導入の支援などの林業振興に取り組んでおります。また、重点プログラムの一つとして、経ヶ峰を中心とした自然と親しむ環境づくりにも力を入れております。こうしたことから、地域の適正な森林管理体制確保の為の林内路網の骨格として、また、災害時における迂回路の確保、経ヶ峰登山を中心とした森林リクリエーション等での多面的な利用に重要な役割を果たすものとして、津市からは引き続き当林道の早期完成に向けた要望を頂いているところでございます。

次に費用対効果についてご説明いたします。計算を行った結果、便益につきましてはここにございますように65億4千万円、費用につきましては49億円となり、B/Cを計算しますと1.34という結果となっております。便益の方の内訳を申しますと、木材生産便益が9億3千万円、森林整備経費縮減便益が43億6千万円、森林の総合利用便益が7億3千万円、その他の便益が5億1千万円という

ことで合計 65 億 4 千万円ということで計算がなされております。こちらの写真は、標高 819.3m の経ヶ峰山頂の様子でございます。経ヶ峰は独立峰でございます、登山者にはですね、360 度の眺望を楽しんでいただくことが出来ることもありまして、山頂付近にはこのような展望台などが整備されております。また、山頂から 5 分ほどのところには、写真のような山小屋も整備されておりました、天候急変時の避難施設として大きな役割を担うようになっております。また、山小屋の中には、登山の記録とかボランティア活動の記録などが壁一面に掲示をされております。その隣には、林間広場という事で、毎年、地元の小学校の遠足や子供たちの野外活動に拠点として活用され、地元の方々の経ヶ峰に対する思い入れが知ることが出来るようになっております。次にこちら、毎年実施されております経ヶ峰ハイキングの様子です。毎年、秋に小学生から高齢者の方々にご参加いただきまして、山頂での植栽等の活動も行っていただいております。錫杖湖の方でございますが、そういった効果も考慮して、林道経ヶ峰線の終点の芸濃町側にある錫杖湖は、人口の集中する津市市街地から車で 30 分程度と、気軽に訪れることが出来る市民の憩いの場として知られており、森林体験学習や自然体験学習が盛んに行われております。宿泊施設やキャンプ場もありますので、林道を利用して、登山客や車などにより経ヶ峰頂上に来られる方も、これまで以上に増加するものと思います。近年注目されています自然エネルギーの利用ということで、風力発電施設が、経ヶ峰近辺を利用しまして建設されております。次に、コスト縮減についてご説明をいたします。当林道の設定幅員は 5m ですが、平成 12 年度から継続して保安林内を通行しており、路肩を 50 cm 縮減することにより、切土や盛土量の減少等のコスト縮減を図る、波形線形において地形の改変を抑えた設計によるコスト縮減を採用しております。また、コンクリート擁壁工よりも安価な補強土壁工というものを採用しております。土工量や法面保護工の減少が図れております。その他、環境配慮の面では、間伐材の有効活用をすすめております。木柵工や木製アスカーブというようなものを採用しておりました、間伐材の利用をすすめております。

次に代替案につきまして、当路線は、利用区域内の森林整備や木材生産の増進の他に、森林の持つ多種多様な機能の維持促進や観光振興にも繋がるようなものと考えており、林道を開設する以外に案はございません。それと、今後の方針でございますが、津市も事業継続を希望されており、県といたしましては三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条に基づきまして再評価を行った結果、同要綱第 5 条 1 項に該当すると判断されるため、今後もコスト縮減と環境配慮に務めながら、早期完成に向けて事業を継続したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

(委員長)

はい。ありがとうございました。只今説明をお聞きしたところですが、この評価が妥当であるかどうか、評価の妥当性について委員の皆さんいかがでしょうか。何かご質問等いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

(委員)

先ほどの件に関してなんですけど、資料5の過去の再評価の資料ですけど、これ当時は平成20年度を目標にされてたという事でよろしいですか。それが延長が順次伸びてきて今に至ってる。その辺りの経緯を少しかがたいと思います。

(津農林水産事務所 森林・林業室長)

当初、20年度で出来るということですのですすめておりましたのですが、経費の方が法面等がかかるようになりまして、進捗の方も遅れていく様なことございました。このような部分もございまして工期延長されまして、30年で出来るということになっています。

(委員)

今、完成予定は35年でしたか。

(津農林水産事務所 森林・林業室長)

はい。そうですね。35年で完成の予定です。

(委員)

この道が、起点から終点まで全部繋がらないと、道って本来意味がないとわたしは思っているんですけど、現時点で起点から終点行くにあたってどれくらいかかるんでしょうか時間的に。歩いてでなく道路としてです。

(津農林水産事務所 森林・林業室長)

現行の開設してある道のことですか。

(委員)

ではなくって、今道がないので直接的には行けない訳ですよ。ですので、迂回して起点から終点まで行く場合に、現状の道を使ってどれくらいかかるんですか。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

新しく出来ました長野トンネルを越えまして、それから伊賀の方から回ってくるルートですね、それから現状の美里からおりてきまして、グリーンロードって

う所の美里から安濃町、曲がりくねっていきますと、実質、車でいくと 40 分ぐらいから 1 時間ぐらいって感じですね。時間からいきますと。

(委員)

あまりにもかかりすぎているなというのが正直な話、感想なんですけど。確かに林道自体の事業費自体考えていくと当然こうなってしかるべきかなあという事は思いますし、ここにあげられているように多面的ないろんな機能をもった中で林道という位置付けというふうに考えられてて、リクレーションを含めてそういう中でももう少し早く進まないかなっていう、その辺りいかがでしょうか。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

林道事業なんですけども、基本的には国道とか県道とかの様に、多くの窓口から工事を何箇所も実施するという事は非常に困難でありまして、起点から終点からというのは基本的に 2 工区でして、それ以外のまだ作業道とか何か使える余地があればですね、新しく工区を起こしてですね、3 工区、4 工区ってちょっとでも早く完了するように工事を実施する場合もあるんですけど、基本的にはやっぱり片方から順次押していかないと出来ないということで、林道ではなかなか 10 年とかで開設というのは難しいってというのが現状でございます。

(委員)

もう一点かなり時間がかかっていて、先ほども言われたように 40 年スパンで言う話があったんですけど、あとの維持管理考えていくと、果たしてコスト縮減することによって、あとの維持管理費が増えれば結局元も子もないのかなというので、80 年余り間伐なり木を切りながら林道自体ずっと使う予定で考えられてる訳ですよ。そうしてくると確かにコスト縮減っていうのはかなり大きなウエイトを置くんですけど、コスト縮減することによって維持管理費が増えるって言うのは有り得ると思います。そのあたりはいかがですか。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

一応ですね。今回の現場についても、コスト縮減をすることによって、開設のコストを下げる為に切土などを少なくして、ちょっとでも延長を伸ばそうとしておるんですけども、そのコストを下げるために法面とかをですね、安易な種子吹き付けとか半端なものをしますと、先ほどの写真でも出て来ましたが、非常に法面崩落が起きて維持管理費が非常に増えるっていうことが起きてます。そういうところ、今この工事では県代行でやっているんですけども、完成したあと津市の方へ移管させていただいて、津市が維持管理をする事になっておりますので、そこらへんを踏まえてですね、津市さんの負担が減るように、コストが減

るように、法面のほうを従来の種子吹き付けのみではなく、崩れないように、こういう国道とか県道でも使っているような法枠とかですね。場所によってはこういうものによってコストを減らしていくような形を取らせていただいております。

それからコストを減らすのに、補強土壁工を土工のところで使わせていただいておりますけれども、コンクリートは昔は永久構造物と言われておりましたけれども、近年崩落とか剥離があって永久構造物ではないと言われながらも、実質 100 年前のコンクリートが壊れているかということ、そうではないんで、そういうのもあってコンクリートもいいんですけど、コスト削減する為にこういう補強土壁工で施工中のコストを下げる事と、それからこの補強土壁工ですが、メッキ仕上げといたしまして、メーカーの研究結果でいくと 100 年もつということをおっしゃるので、維持管理コストに関しても出来るだけ経費としても少なくなるような配慮を踏まえて、そういった事をさせていただいているという事です。

(委員)

かなりいろいろとご苦労されているのは理解していますので、その辺り私の意見としては、かなりそのあたり考えられて先に進んでいっていただければいいかなと思っていますので、是非よろしくお願いたします。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

ありがとうございます。

(委員)

進捗状況の事ですが、三箇所です。

(津農林水産事務所 森林・林業室長)

そうですね。

(委員)

その後あるいは、どっちかが行けばよいのに真ん中だけ。

(津農林水産事務所 森林・林業室長)

途中で入っていける場所だけ。

(委員)

だからそこがその道路があって、やっぱり効果的にここを先にやる方がよい。そんな感じですか。

(津農林水産事務所 森林・林業室長)

進捗を図るために、別の道で入っていける所がございましたので、そこを使って多点で着工したという事ですね。林道の場合は手前から順々に押していくって事になるんですけど、着工点数が多いほどいろんなところから同時に押していくような感じがあるということですね。

(委員)

三箇所、工事箇所がということですね。

(委員)

ちょっとお聞きしたいんですが。コスト削減のところで丸太や木柵も耐用年数100年ももつんですか。それっていうのも毎年腐食も早いし、これが今度駄目になった時はこれも県で補強するんですか。それとも各市町に下ろして、そこからするのか、そうすると市町は後々の維持管理にたくさんお金がかかります。それともう一つは、伐採した木材は先ほどの写真では、トラックで綺麗に積んで写真では出ておりましたが、山へ残したまま大雨が来た時にそれがずり落ちてそれが被害になるというような事はなく、必ず伐採した木は地元で山の整備はきちんと出来ているのか、そういう環境面でのことを教えていただきたいです。

(津農林水産事務所 森林・林業室長)

先ずその丸太の利用ですね。写真を見ていただきますと、山の法面の所と一番下の所で使っているんですが、これが柵内に草が生えてきまして、山に馴染んだ形で残っていく形で使っております。柵として使ってますね、この場合は丸太法柵ということで、他のプラスチックの素材じゃなくて、山に馴染んで草とかですね、そういう木が生えて根がしっかりしてくるまでの間に土を動かさないような役割を果たすんです。この後は徐々に腐っていくような形で作っています。他の部分もございますので、アスカーブこれに付しましては、巡視とかしていきまして、痛んだ場合にはまた取り変えるという形になりますが、そのことによって間伐材、今おっしゃられたように山に木が捨てられているという状況じゃなくて、取れるところはとってきてその木を使うという状況、使う場所として考えられるということがございます。山の木の状況という事でございましたら、道がないとやっぱり出してくることが難しいようございまして、まだ今も材価がものすごく安く、出してくる費用等見合わない。なかなか出しにくい状況です。そういうことがあって、残っている部分がありますけども、道をつけることによって出しやすくしているということで、この道はつけさせていただきました。ということでございます。

(委員)

ありがとうございました。そしたら、道の出来ている部分のところについては伐採された木は山に放置してるという事はなく、環境面に配慮されてるのでしょうか。

(津農林水産事務所 森林・林業室長)

それがですね。個人の方のですね、そういうお考えもございましてやっておりまして、必ずしも全てのものが出てくるということではございませんけども、そういう需要とかをつくりながらここへ来てやっても、使い道があれば、出してくると思います。それでバイオマス利用とかそういうところも進んできたりしてますので、出来るだけ出すようにするためにはやっぱり道が無いとですね、まずは木を出すことも出来ないということになりますので、あとは道があれば出せるということにはなってくると思います。

(委員)

残念ですね。せっかく道が出来てるのに、そういうもっておられる方が山の整備が出来ないという事は、災害にも関連する事ですし、やっぱり皆さんの指導にもよって、村の方とも話し合いもあって、そうした間伐をきちっとして山の整備をしていかんとこの便益性には繋がって来ないと思いますので、またそういうことをよろしくお願いします。

(津農林水産事務所 森林・林業室長)

我々としてもこの道をつけるという事を契機にして、良い方向に進むように努力していきたいと思います。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

ちょっと教えてください。森林整備実施位置図というのがあります。スライドの9です。林道を開設する場合ですね、この受益面積っていうんですか、それは大体500mぐらいの範囲を想定してやるんですか。それ以外は作業道か何かを計画で入れるわけですか。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

利用区域のことでしょうか。

(委員)

利用区域ですね。利用区域の設定なんですがこの一つの林道を真ん中に入れますね。これに対して大体どれくらいのエリアなんです。500m ぐらいの範囲なんです。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

えっと、すいません。林道の利用区域につきましてはですね。大体その林道を付けた時に、架線とか昔で言うケーブルですね、張ったりして出せる範囲、大体、尾、山脈の尾、というんですけど、あの尖った部分ですね、ああいうのは乗り越えては、そういう架線を掛けられないという事からですね、大体、尾根づたいに設定させていただきます。そういう意味では、黄色のラインから林道に向かって大体山が下っている。全体的には下っているような状態になってます。ですので、黄色に出した尾根から尾根に向かって、それが大体、林道を中心にして見える範囲という解釈で作らせていただいていますね。今回の林道は幹線林道といいまして、まず中心となる林道をつくらせていただいた後、また、細部にわたって作業路とか細かな道を付けさせていただきます、このようにですね。付けていくと。さらに希望によってはもっと道を細かく付けて行って材を出して利用するという解釈で、尾根から尾根にかけて利用されるべきだと位置付けさせていただきます。

(委員)

そのエリアの中はですね。この林道、それと作業道ですね。開設することによって、その範囲については、例えば、80年で一通りひとつの山の周期が終わるという風な設定で伐採が全部可能だという想定のもとで経営をされる訳ですね。どうなんです。完成したあとですね。個人の方が50%位かみえましたよね。その方が協力しなかった場合は、森林組合が強制的にそこの伐採するわけですか。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

いえ、やはり山の所有権が個人の方ですので、その個人の財産に対して強制力というのは、無いです。ですので、行政としましてはそういう方向性へ指導して、施策をうって行く中でそういう体制作りの基盤を先ず整備していくと、整備することによって所有者に意欲を掻き立てて森林整備を行っていただくという、体制作りというところでさせていただきます。

(委員)

そういう今の上流と下流とですか、起点終点の方はもう終わってますね。そこら辺のところは計画通りですね。そういう伐採とか80年の一周期っていうんですかね。そういうのは上手く回るとるんですか。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

先ほどの説明のとおり、80年はあくまでも県の大体平均というか、目指すべき理想の形でいってますので、後は材価、今の木材の価格とかですね。そういうのをみながら個人の方は伐採等考えられていますので、あながち80年になったから切るっていう訳ではなくて、100年まで置いといた方がいいですよと考える人もいらっしゃいますし、今ちょうどお金が欲しいといわれると60年とか50年で切られる方もいらっしゃいます。ただ、このエリアに関しましては、まだそこまでは、大体的に伐採という情報は今のところ入ってはない。

(委員)

今、一番初め説明された時に、林道というのは林道規程によって計画されるといわれました。今ちょっと林道規程を見てみましたが、1級と2級と道路の区分がある訳なんですよ。これを1級として計画されているんですか。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

こちらのほうは1級林道という事で計画させていただいております。

(委員)

この中で路肩とかいうのは25cmまでですか、縮小できるということになっています。コスト縮減の関係でやられたのですね。後から出てくる物件は幅員が4mなんですよ。考え方と言うか統一性はあるんですか。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

林道の規格によります。今回の経ヶ峰線は1級林道ですので、幅員、全幅員、車道幅員っていう、車の走る所が4mで、路肩が50cm・50cmありますので、4mプラス左右に50cm・50cmで合計5mということになっているんですけど、車が走る4mを確保しつつ、路肩の方を25cm分縮減して4m50cmというに設定させていただいております。

(委員)

波形線形で、出来るだけなら作業がしやすいような高さで施設の山の高さをあんまり動かないような感じで計画されておられる訳なんですよ。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

いえ、波形線形の場合ですと、当然、山の地形と言うのはまあ、平坦ではないもんですので、当然左右方向にも当然凹凸がありますし、上空方向にも凹凸があ

りますので、一般的な県道とか市道ですと車の走行性を考えるんですけど、林道の場合は走行性よりはやはりその環境に負荷があって、災害が起こりにくいようにですので、地形に沿って走らすってというような工事をさせていただいているつもりでいます。

(委員)

その、実際の作業の効率性はどうなっていますか。どういうふうに重機が入って作業をしますか。法面とか下は盛土になって崖になってますね。そういうところについては別の作業道をつくる訳ですか。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

作業道をつくる場合もございますし、簡易な架線を引っ張って、まあケーブルとかワイヤー引っ張ってですかね。出す場合もございます。

(委員)

索道でやられるんですか。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

簡易な索道の場合もありますし、当然、直接入れるところに付きましては、機械をそのまま伸ばして行って入る場合もございます。

(委員)

それでこれによって、効率性があがるということですね。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

そうですね。道がなければこういう機械を入れることが出来ませんが、道があることによってこういう機械化が図れるということで効率性も図れる。

(委員)

こういう機械、外国の事例は理解していましたが、日本に入って来ているという事は知らなかったもので、今日は良い勉強させていただきました。

(委員長)

その他、いかがでしょうか。

(委員)

はい、ご説明、ありがとうございました。先ほど見せていただいたスライド 9

番、それで、二つ質問があるんですけども、つまりこの林道が通ることによって、このアクセス可能なところが生産林としてその生産がありつつ、環境保全機能もプラスにカウントされつつっていう事がされてるとい事でしょうか。

(津農林水産事務所 森林・林業室長)

評価につきましてでしょうか。

(委員)

保全林・生産林とか関係なく、全てが生産林として、これが通ることによって査定されるような事なんですか。

(津農林水産事務所 森林・林業室長)

そうですね。林道に関しては、そういう形で評価しております。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

ちょっと回答ずれるかも分からないんですけど、先ずこの林道がつく事によって、間伐等は人が行って切って、先ほどもちょっと木材の利用の話があったんですけど、今までは切って出せなかったというのがありました。ということで、切って山の中にそのままほったらかしってというのが、その林道を付く事によってですね、道から近いところはその間伐で切った木も利用できると、材価が合えばとか運搬賃もありますので必ずとは言えないんですけど、表へ出して行って間伐材が市場で売れると、それについては木材の生産機能が、この林道が付く事によって増えると思われれます。尚且つ、あの環境林のお話があったんですけど、スギ・ヒノキの人工林であったとしても、先程あったとおりに間伐をすることによって森林内には光が入っていくと。当然、木材が育っていくんですけど、下草も生えてくる事によって針葉樹においても、やっぱり下草が生えることによって土砂を留める機能がある。

(委員)

それは機能としてあるのは分かるんですけども、どちらかの機能だけを重視するという訳ではなくて、両方ともがプラス査定されるような形になるんですね。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

そうですね。今回、プラス査定というのはB/Cの費用対効果の話だと思うんですけど、その場合は両方とも評価させていただいております。

(委員)

分かりました。あと、今の同じ図で何か整備がもう既に、二十何年度、何年度みたいなのが色で示されていたと思うんですけども、それってまだ開設していないところに隣接しているところを色を塗られているような気がするんですけども、それはちょっと通った事によってそこまで頑張っているような感じになってきたってことなんですか。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

頂上部分ですね。こちらの方ですけども国有林となっております、国有林さんの方は、独自にこっから道のついてるところから、歩いて間伐をされてやっている状況もございます。他の所に付きましても、個人の会社でやられている所もありますし、あと治山の方で森林整備事業というのもあります、そちらで纏めて治山、森林の機能効果を上げるために、奥のほうで、先程委員が言われたように、個人さんでやる気はないけれども、そしたら何とか行政の方で間伐をして、森林の機能を高める為に、森林組合とか委託されましたっていう事業者さんが歩いて間伐されておりますので、こういうのを含めてでの森林整備を行う訳です。

(委員)

ということは、この道ができたらもっとその私有林とかのところで、今は色を塗られていない所も広がっていくことが期待されるということですか。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

そうですね。個人でやられる方も入っておられると思われそうですし、また、行政の方で間伐を推進していくという事で。それから道が出来るという事によりまして費用が安く済みますので、個人さんの負担金も減るという事で間伐が進むという事でございます。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

ありがとうございました。

時間も迫っていますが、私も実は言おうかと思っていたのです。ここの林道をつくりたいんですけど、既にこれだけ森林整備がされてるという事は、それで意地悪な事言いますと、作業は出来なくはないんですね。というふうに私はみえるんです。それは何でかって言うと、要するに、ここにも細い道があるし、ここにも道があるから、行こうと思ったら出来るんです。アクセスは出来なくはない。ただそれでもこの道を付ける事の意義はこれだけあるんだと、そういうご説明が

あったと思うんですが、そういう事ではないんですか。これは駄目だと言ってるわけじゃないんです。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

いえ、すいません。先ほど言ったこの線なんですけど、ちょっと分かり難いと思いますけど、黒の実線に関しては確かに道なんですけども、点線の部分にしましてこれは歩道です。山道の登山道になってくると思います。このピンクの分も実線の分に関しましてはもう道が付いているんですけども、こっから先に付きますは、まだ開設されておられませんし、下から今、津市さんがやっている中畑線という林道があるんですけども、これも今、開設が途中までいってまして、こっから先はまだ出来てませんので、道が出来る事によって通勤距離とかですね、間伐に行ってすぐ作業という時間短縮出来るという事でございますので、林業って言いますと非常に重労働でございますので、ちょっとでも道が出来る事によりまして作業が軽減されて、それから林業の就労者の方も、映画にもなりまして、PRで最近増えとるようにございますけども、ちょっとでも重労働からの軽減対応になるように、林道を付けさせていただいて、私どもはこういうように事業をさせていただいております。

(委員長)

はい、これだけの便益があるというのは既にお聞きしました通りなんですけれども、それはそれで評価出来るかなとわたしは思っております。この件に関しましては、その他はよろしいでしょうか。林道に関してはもう1件あるわけなんですけれども。一先ず、第1番目に関してはここまでとさせていただきまして、それでは、次に移りたいと思います。2番目の事業の説明についてお願いします。

(熊野農林事務所 森林・林業室長)

熊野農林事務所の松岡でございます。県営林道浅谷越線について説明させていただきます。これは林道浅谷越線の地図でございます。浅谷越線は熊野市飛鳥町地内の国道42号線から小又地内に延びる市道小又線を起点として、尾鷲市との境界沿いに近い浅谷越を越えて新鹿地内の市道津恵線を終点とする林道でございます。画面左側からになります、木材の集積地点の拠点であります熊野原木市場までは現在5km、また画面下にあります熊野市役所までは、終点から約10kmに位置しております。

(委員)

あの、すみません。パワーポイントか何かで示してもらった、地図があまり分からない人間にとったら、こう、どこからどこかを示してもらったら、図、あれ

見てもパッとと言われて見にくいし、パワーポイントか何かあれば分かりやすいですが。

(熊野農林事務所 森林・林業室長)

失礼します。じゃあパワーポイントで写していきます。

(委員)

はい。すいません。

(熊野農林事務所 森林・林業室長)

黄色のエリアが利用区域というエリアでございます。黒線が浅谷越線という。

(委員)

この事。これですか。

(熊野農林事務所 森林・林業室長)

はい、それそうですね。黒線でございます。左側にあります熊野原木市場という所が、ここが原木の集積地点となっております。右下の熊野市役所なんですけど、ここが起点から約 10 km の位置でございます。そういう事で、ざっと全体の位置図でございます。次お願いします。

(熊野農林事務所 森林・林業室長)

これは路線の航空写真でございます。黒線が完成した部分、赤線がこれからのルートを示してございます。黄色が利用区域の面積のエリアでございます。1,056ha となっております。本線の目的は大きく 2 つございまして、1 点目が路線、路網が未整備な当地域において骨格林道として、森林の適正な管理と森林の資源の有効利用、ここが 1 点目。2 点目としまして、熊野原木市場への短縮ルートとなる事から、運搬コストの低減などによる林業の生産性向上が目的でございます。あとこの 2 点に加えまして、国道 42 号線と国道 311 号線、尾鷲熊野道路へ、地域の路網形成することによりまして、津波等に沿岸部の国道 311 号線が被災した場合、迂回路として地域における安全確保等の役割を果たすことも目的としております。計画延長は 1 万 5,010m、幅員は 4 m でございます。平成 6 年度よりは、全体計画を実施致しまして、平成 7 年度に、図面右側の、新鹿工区から着工致しました。その後平成 10 年度には、画面の左側ですけれども、小又工区からも着工を始めてございます。総事業費は 30 億 4,000 万円余りを見込んでおりまして、平成 38 年度の全線開通を目指しております。現在は 2 工区で工事を実施してございます。平成 25 年度の実績は 1 万 1,636m、進捗率は 77.2%、残

り 3,440mが残っております。これは未開通部分の写真ですけれども、上が新鹿集落からの写真といった風景でございます。赤の部分がこれからのルート。下の方が既設の区間から同じところを写したものです。

続きましてこのグラフは、林道利用区域内の森林の資源構成を示したものでございます。人工林面積 893 ha、天然林、延べ面積は 163ha となっております。人工林率が 84%で本県の人工林率 62%に比べまして、非常に高いものとなっております。また、人工林はほぼ全域が、スギ・ヒノキとなっております。これは、先ほどの人工林のスギ・ヒノキについての資源構成を示したものにございます。横軸に林齢、縦軸に面積を示しております。星印で示しています 51 年生から 55 年生までの林分が多いです。また 41 年から 60 年生の林分が全体の 75%を示しております。また、これから 10 年後 20 年後に主伐を迎える時期となっております。これは利用区域内の森林所有者のグラフですけれども、64%が個人と会社のものとなっております。

次に、今回、全体計画を見直しましたので、変更についてご説明させていただきます。昨年度、未開設部分の線形を確定するために、測量を実施いたしました。測量済みの区間の延長と整合させましたところ、全線完成まで、全体計画延長が、2,380m伸びることが判明いたしました。そこで今回、完成までの事業期間及び、全体事業費を再検討するという事と致しました。再検討にあたりまして、近年の予算状況また、現地の岩質等も考慮いたしました。その結果、工事期間は 12 年間延長して平成 38 年度、総事業費は 6 億 3,000 万円ほど増額いたしまして、総額で 30 億 4,000 万円と考えております。この図面は、利用区域内の植栽・下刈り・間伐・主伐・森林整備の実施状況の今後を示したものでございます。緑色は平成 16 年から 25 年までの 10 年間の実績を示しております。ピンク色は今後 5 ヶ年の計画の位置を示しております。森林の状況を見ながら順に進めていきたいと考えてございます。また参考ですけれどもブルーの部分は天然林となっております。

次に森林整備の状況についてご説明いたします。上の 2 つの写真、これは人工林で撮られている間伐の直後の状況の写真です。林内に光が射して明るい状況となっております。利用区域内の森林整備の状況なんですけれども、平成 21 年度から 5 ヶ年の実績 257 ha あるんですけれども、その内間伐が 214 ha と、約 8 割を占めています。また平成 26 年度から 30 年度までの今後 5 ヶ年間についても 190 ha の計画のうち 187 ha が間伐で占めておりまして、間伐が殆どいう状況となっております。下段の左なんですけれども、林道沿いという事で、架線を用いて間伐材を集めている様子です。当林道が森林整備に有効に活用されている例だということで示めさせていただきました。これは間伐材を出している状況なんですけれども、従来の間伐材は採算面から切り捨てられている状況が多かったんですけれども、最近では木質バイオマス発電用の燃料チップとして新たな利用価値

が生まれております。伐採後に林道を利用して原木市場等へ搬出されるようになってきております。左上の写真なんですけれども、これは土場、広場です。木の仕分けをした様子です。右上は、その仕分けしたのを重機を用いてトラックに積み込みこんでいる様子です。下段の写真は、ピンク色の方は、木材を製材用として市内の熊野にある市場に出しています。また黄色の方は、バイオマス用のものとして、松阪のほうにトラックで運ばれている様子です。

これは当林道の起点近くにあります。熊野原木市場の状況を示したものです。この市場は昭和 57 年に設立されて以来、主に熊野の地域で生産されたスギ・ヒノキの原木を地域の製材所等へ供給する役割を担って来ております。取扱量・売上高は、平成 13 年度をピークに、林業生産の低迷等から、減少傾向になっておりまして一時の半分ぐらいになっていましたが、平成 22 年度から増加傾向になっております。先ほどの写真も、この原木市場に出荷されております。続いて、費用対効果分析ですけれども、便益計算をしましたところ、木材生産が約 8 億円、森林整備経費縮減効果がおよそ 67 億円、その他の便益は約 3 億円で、合計が 77 億 6,000 万円余り。それに対しまして、事業費が 46 億 6,000 万円あまりということで、費用対効果は 1.91 となっております。これは地元の熊野市長から出された意向書で、市では当林道を森林整備の推進と林業を支える重要な基盤であると位置づけると共に、災害発生時の避難道路として、さまざまな効果を有した重要な路線として位置付けております。全線開通に向け、事業の継続を強く求められております。

次にコスト縮減ですけれども、これに付いて説明させていただきます。先ほどありましたように、波形線形を使ってございます。これ左側、右側が先ほどと同じですけれども使ってございます。

次は、環境配慮等ですけれども間伐材を用いた丸太伏工や木柵工を使わせていただきます。また、海水浴客の訪れる新鹿海岸から見通せる場所については、写真のようにモルタルに着色をしたりガードレールに目立たないような着色をして、環境に配慮をしてございます。

次、代替案ですけれども、利用区域内の森林整備・木材生産を促進するために、熊野原木市場への短縮ルートとして当林道を開設する以外では、代替案はありません。最後に今後の対応方針ですけれども、当林道の開設は、地域の林業の振興を図り森林のもつ公益的機能を十分に発揮させるために重要な役割を果たすものです。今後もコスト縮減と環境配慮に努めながら、早期完成を目指し事業を進めていきたいと考えております。以上で説明は終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございました。では、委員の皆さん、今の評価につきまして

はこの評価が妥当であるかどうか、評価の妥当性について何か質問等いかがでしょうか。

(委員)

すいません。11 ページですけど補強土壁工という言葉が、先程、経ヶ峰の方でも出て参りましたけれども、先程の説明の中で何かメーカーがどうのとか、メッキがどうの 100 年もつとか言う、経ヶ峰のご説明の方で聞いてどういう事かなと思ったんですが、これがそのメッキをしてメーカーってのが何なのか、コンクリートの方が目立つのに、これ何か、大丈夫ですか垂直になってと思うんですが、ちょっと教えていただきたいと思うんですが。

(熊野農林事務所 森林・林業室)

分かりました。

(委員)

どれくらいコスト削減になるのか。

(熊野農林事務所 森林・林業室)

たぶん、お考えになってみえるのは、ここにコンクリートのものが有るのが普通だろうというご意見だと思うんですけども。実は、ここがこう、これは草が生えている状況なんですけれども、実はこれがその網目の、いわゆる鋼材ですか。鉄の鋼材。鋼材に、先ほど腐食の話があったんですけど、メッキをして腐食しないようになっておまして。先ほどここが草が生えてた面ですって、この点、点、点って横にあるんですけど、こう L 字型ですね、ちょっと距離が遠いので画面の緑が見えなくて申し訳ないんですけど、こう L 字型ですね、網のものがこう出来てまして、それにこの現場の土をこう入れて重機で締固めて、道というものを作っていくという工法なんです。先ほど申し上げたこのメーカーというのが、その部材ですね、鋼材でこういう網目のものをつくっていく、そういうメーカーがいくつかございまして、そのメーカーがそれぞれの基準ですって、腐食しないように 100 年もつ様にメッキをしているものを採用していく、というようなことでございます。

(委員)

L 字型ってというようなことで、この垂直に建っている所だけに行って施工していくのではなく。こう。

(熊野農林事務所 森林・林業室)

こうL。ちょっと大きくするとこうL字のものの部材を持ってきてですね、現場に、それをこう置いて組み立てて繋いで、横と横、横と横、上と横を繋いで、土を入れて重機でこう締固めて道を作って、という事をどンドンと下から積み上げていくという工法なんです。

(委員)

しっかりしているんですね。

(熊野農林事務所 森林・林業室)

そうですね。そういう事で採用させてもらってます。

(委員)

このごろ出来てきたやり方なんですか。

(熊野農林事務所 森林・林業室)

林道で使い出したのはこの15年ぐらいですね。それまではコンクリートが主でした。

(委員)

で、安い、かなり安くなる。

(熊野農林事務所 森林・林業室)

安いといいますとこの説明でも申し上げました通りですね、この切土量が減って更にこの土をここに使うということで、土自体を外に持っていかなくてもいいもんですから。この部材はそれなりの値段はするんですけども。

(委員)

分かりました意味が。このコンクリートよりもこの材料が安いっていうのではなくて。

(熊野農林事務所 森林・林業室)

トータルコストを下げているという事で。

(委員)

やっと分かりました。はい。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

すいません。先ほどの経ヶ峰線のところで説明不足で申し訳ありませんですけども、高さ 5m のよう壁を作る場合で換算させてもらいますと、補強土壁になりますと m 当たり 10 万円なんですけども、コンクリート擁壁で作りますと 22 万円かかりますんで、2.2 倍ぐらい、コンクリート擁壁を入れるとお金が掛かる。それでコスト縮減と、あと中身にコンクリートの代わりに土を入れることによって排土量が減りますので、それを含めてコスト縮減ということで、林道工事に関してはこういう工法を採用させていただいています。

(委員)

林道にだけ使ってるんですか、このやり方は。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

いや県道でも、場所によっては使っている所もありますし。

(委員)

しっかりとした工法ですね。

(津農林水産事務所 森林・林業室)

ものによってはいろいろあって、土木さんですと表面だけがコンクリートで、後ろをワイヤーで引っ張るとか、多種多様な工法でありますので、目的に応じた、工法を選ばれて採用されていく、ということが現状です。

(委員)

はい。わかりましたので、ありがとうございます。

(委員長)

よろしいでしょうか、その他のご質問等はいかがでしょうか。

(委員)

はい。すみません。スライドの 9 のところ、新たに測量し直したという事を説明されましたですね。右側の上のところ。再評価書には線形確定による全体計画の変更を行いましたという事で、当初の計画ではこのエリアは入ってなかったんですか。

(熊野農林事務所 森林・林業室)

当初もこのような線形を予定しておったんですけども。この黒の部分、こちら全体から順番に工事してきまして、右から順番にできてきて、あとこれだけ

だという事で、もう一回ほんとうに道がこことここがちゃんと繋がるかどうか、というものを測量しないと、残り何mあって残り事業費がいくらかかるかはつきりしなかったものですから、改めてこことここをこう繋がるのを確認した結果、測量してる部分も若干ありましたけれど、実はあと 2,380 mないと繋がらないという事が分かったという事です。

(委員)

それで 8 億 5,000 万ですか。

(熊野農林事務所 森林・林業室)

はい。その区間とその前までの測量が出来ているところも含めて、残り 3400 m 強で、想定事業費が 8 億 5,000 万。

(委員)

そのくらいかかるの。

(熊野農林事務所 森林・林業室)

はい。

(委員)

まず先ほどのご説明で行くとですね、両方から押してきてですね、その時点で繋がるか繋がらないかをもう一回再測量で決定したいということなんですけど、計画があまいということはないんですか。

(熊野農林事務所 森林・林業室)

元々の計画が、測量がですね、ちゃんと測量の機器を据えてですね、元の計画、例えば 15 km ですね。元々は 12.7 km だったんですけども、測量の機器を山まで持って行ってちゃんと測ってですね、ああ全部で 12.7 km だねという測量をした訳ではございませんで、山の中を歩きながら測量テープをこうバツと引っ張りながら、だいたい全部でこう繋がったら 12.7 km だねと、いうのを平成 6 年におこなった訳なんです。実際は工事が始まりますと、先ほど説明にございました波形線形ですか、山の地形に沿ってこうクネクネカーブとかが出来ますので、どうしても若干ちょっとずつ伸びていくと、最初に歩いて行って測量テープを引っ張って、ああ、こんだけだねというのに比べると、実際の道は当然、左右クネクネカーブになりますので、そういうのが積み重なってですね、結果的にはそんなに伸びたということになりました。

(委員)

これは計画変更の対象になるんですか。

(熊野農林事務所 森林・林業室)

今回は再評価ということで、前は5年前にこの路線と同じように再評価させていただいたんですけども、その時はまだ判明していなかったのものですから、今回変わるということで、この場で報告させていただいてご審議していただきたいという事で、最終的には全体の変わった計画をご説明させていただきました。

(委員)

さらっと今言われたんですけど、重要なところがあるのと、それとこれ補助事業ですよ。

(熊野農林事務所 森林・林業室)

国の、はい。

(委員)

補助の関係は簡単に、8億増額で、もうすつと認可ていうんか、済んでいくんですか。

(熊野農林事務所 森林・林業室)

それは、県庁の本課の方から説明させていただきます。

(治山林道課)

国との協議につきましてですね、当初計画の経費とですね、計画延長の3割の増減の範囲内であれば、協議がいらぬということでございますので、今回の変更は3割の範囲以内でございますので、国との協議は特に要らないという事になります。

(委員)

補助の方はね。再評価でですね、その工事費をですね、何億何千万になるんですかね、2千何百mのところ、この妥当性をここの委員会で審議するわけですか。

(県土整備部長)

その中で経費が変わってくるので、B/CのCが変わる。そういう元で、審議をいただきたい。

(熊野農林事務所 森林・林業室長)

それで便益を出しているということでございまして。

(委員)

便益の方がはるかに大きくなりましたね。1.9 になったんですかね。上がりますね。それは先ほど説明された面積の 2 分の 1 か何かですか、多分それがものすごく大きいんですよ、分かりました。ありがとうございました。

(委員長)

はい、ただいまの説明でよろしかったでしょうか。その他に、何か説明されますか。

(治山林道課長)

質問がなければ。

(委員長)

今の観点の部分ですか。

(治山林道課長)

わたくし、先ほど便益の方で説明させていただいて、回答保留の分がございましたから、回答させていただく時間をいただけるかということで、挙手させていただきました。今よろしいですか。

(委員長)

はい。分かりました。

(治山林道課長)

申し訳ございません。時間をとります。木材生産等便益につきまして、木材の生産が増進されるということの積算の基礎でございますが、先ほど説明をさせていただいております、林道を利用する区域、利用区域と言っておりますが、林道を利用する区域の中で、スギとヒノキ林の面積から、そこから算出されるスギ材・ヒノキ材のみの材積に市場価格をかけて木材生産便益を算出しております。どのような樹種かというご質問もあったかと思うんですけれども、木材生産等便益につきましては、スギとヒノキの材のみを算出しております。以上でございます。

(委員長)

補足説明ですが、委員の皆さんその他よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

8 ページ、スライドの 10 番ですけど。これの今回新たに赤の点点のところの凡例のところの中で、天然林のところが多いというふうでいいんですか。

(熊野農林事務所 森林・林業室長)

青が天然林なんですけども、多い事はないです。ただ天然林というところは森林整備はしなくてもいいということがありますのでうっさせていただいたんですけども、多いという訳ではない。天然林は 15.4% ですね。全体の面積にしますと 15.4 ですね。

(委員)

これはたまたま、通らないと行けないっていうイメージでとらえればいいんですか。

(熊野農林事務所 森林・林業室長)

いいえ。そうことではないですけども。

(委員)

いや、整備する意味合いをちょっと伺いたいなど、道付けるためにこういう線形にされてるというイメージでとらえる。

(熊野農林事務所 森林・林業室長)

ええ、そうです。具体的にはですね。このエリア、まだ全然出来てないという事ですね、ここまで道がくると整備が進むということを考えておりますし、先ほどの林道でもありましたように、間伐っていうのは一度やればいいという訳ではございませんので、何回もする必要がございますので、道が必要であるということをお述べたいという次第です。

(委員)

くどい様なんですけど、今回のように 8 億 5 千万増えて 12 年かかるんですよ。で、林業の施策の中で、県の方向性ももう少し頑張りましょうというような施策になっている割には、今までやっていた中から比べたら難しいところだと思いますけど、12 年かかるという、予算的にはこういうスケールで考えていかないといけないという事なんですか。

(熊野農林事務所 森林・林業室長)

あの、ここ最近の予算状況を踏まえてですね、それを見込んで年数を出させていただきました。今度はこのように要望をしてですね、この12年がもうちょっと短くなるようには頑張りたいという事は考えております。

(委員)

今見れば、多分どんどん時代変わっていきますよね。12年経つと多分日本の今の状況事態も大きく変化してると思うので、できれば短いスパンで順次事業を見直していくようなイメージで考えて行ったほうがいいのかなど、基本的には思うんですけど。

(委員長)

はい、どうぞ。

(委員)

今までの話の段階では、担い手さんについては森林組合ですか、そういう方のみなんですが、この個人の方の皆さんお孫さんの代に、農業のほうでは、ごく私の近くにあった問題なんですけど、おばあさんが亡くなって子供でなく孫に継ぎたいんだけど、孫は農業のことは全然わからんから測量せんといて、しらんから放つといてと。ちょうど農業委員をしてて、立会いで私に、責任持って補修をしてくださいと。そやけど、私は農業のことは一切分からないので、うちには来てほしくない言う。そういう事例があったんです。山林においても、子供さんお孫さんが森林組合に賛同して、今後私たちも行動しますので山を守ってくださいというような、そうゆうような施策のもっていきかたを考えましょうか。でないと、せっかく整備してもこの農業のように、うちのじいちゃんのことやし俺ら関係ないねんから知らんって言われたら、整備せんときっきの間伐もできない、そんなことを放っておいたらそれこそ意味が無くなるので、そういう世代にも理解を得てアンケートを頂いて、今後は森林組合の方にお任せして整備していきますのでよろしくお願ひします、というようなそんなアンケート調査とかはないんでしょうか。

(治山林道課長)

お答えさせていただきます。林業につきましても、表現悪いんですけど、零細小規模の所有者さんが多いということが先ず1点。それから林業で扱う製品は木材でございまして、これも表現は悪いんですけど重厚長大ですね、重いわ長いわ一人では扱えず、というようなことですね。それを効率的に行うために、まあ林道計画を行っておりますが、その中には、やっぱり機械、機械化、先ほど説明の中でもありましたけど、高性能な林業の機械。これを扱って林業生産に活用して

いく。その為には集約化をしなければならないという事から、所有と経営の分離という考え方。山を持っている人は山を持っていただいてもいいんですけども、その小さい面積の山を個人の方がどれだけ手をいれられても、なかなか効率的に採算ベースが合うような事ではないので、森林組合なり、大きな林業をやってみえる方に経営はお任せいただいて、収益だけ分けてもらったらいかがですか、という方向で施策を進めております。そのために、森林を整備するにあたってもある程度纏めて、その中で効率よく順番に間伐なり、伐採・搬出をやっていきたいと思いますというように、アンケートにつきましては、平成 22 年度に森林所有者の皆さん、三重県内にみえる皆さん全てにアンケート調査をかけさせていただいた事がございます。その中でやっぱり、山の場所も分からんし、管理していただける方がみえるんやったらお願いしようかな、という方もみえまして。そういう方も、林業家が作っている森林組合なり大きな林家なりに、うちの山も一緒に面倒みてくれんかというような問い合わせ等もあるように聞いております。やはりどれだけ一所懸命育ててきたものも、先祖代々の話になりまして、自分で植えた木が自分の代で商品にはならない世界でございますので、代が替わるたびに、自分では出来ないからお願いしようかなというように方が増えてきているというふうに、アンケート結果では理解しているというところがございます。以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。今後もそうした形で山が守られるようにお願いいたします。

(委員長)

はい、その他。

(委員)

今の延長なんですけれどもね。本当に、何も触れない所有権だけ持つてると言う方が、森林組合なり大きな林業をされている所にご依頼したとか、そういったチェックというのはいらない、出来ないんですかね、個人の財産だから。これだけのお金をかけて、まだ 8 億も増額してやっていく訳で、本当に失礼なことだと思わうんですけど、なんか外国の方が山を買いに来るとかいうお話が有るので、そういうところを三重県として守っていく方向にね、必ずもっていかないとはいけないと思うのですが。あまり個人の財産についてはとやかく言えないんでしょうか。その辺りを纏めるという事は出来ないんですか。

(治山林道課長)

先ほど、所有と経営の分離ということにつきましては、所有権は移りませんので、事業体さん、森林組合さん等が計画を作っていただく、森林法に基づく林業経営計画というものでございます。例えば、先ほど経ヶ峰線を活用している中勢森林組合でございましたら、中勢森林組合が、個人の林家さんから、森林を経営してくださいという依頼を受けて、纏めて、その一定以上の面積で森林経営計画というものを立てております。これを確認させていただければ、何人の方が組合さんに依頼しているという事は、把握できる状況にはございます。

(委員)

それは、全部ぐらいしっかりしたものになるようにもっていくという事になるのでしょうか。

(治山林道課長)

はい、それをわたくしども県のほうとしては、全面積そういう形になればいいなでございまして、個人財産でございますので、なるように誘導施策はしてるんですけど。

(委員)

そうですね、なるべくその方向にもっていけるような事をね、出来ないかなというふうに感じております。

(治山林道課長)

それからもう一点、外国資本等の問題につきましては、今、法律改正をされまして、森林の売買につきましては届出制となりました。ある一定以上の面積を買われた場合は届出いただくということなのですが、これは事後届出でございます。今、水源林等の検討委員会設置条例を、県としまして上程させていただいておりますが、事前に届出いただくような条例が出来ないだろうかと言うことを検討する委員会を、これから、今、検討委員会を今年行っておりますので、他県の状況も調べさせていただいて、その答申を頂いて、また、条例化等につきましては検討させていただくという状況にございます。以上でございます。

(委員)

ぜひスピードアップでお願いしたいなと思います。以上です。

(委員長)

その他よろしいでしょうか。

(委員)

あのすみません。この前もそうだったんですけど、林道とかそういう形になると、評価委員という、なんかうちの立場で言いにくいですけどね。本当に、林道のね、平成6年度、自分、開始した時知っとるんよ。まだ出来てなかったんよね。平成6年で38年やぞ。一年目で植えた木は38年になってくるんやがね。これの半分位、15年位のサイクルでね、やっぱりそういう形で出来ること考えてもらわん事には、これは、別に要望になってくるんやけども、そういう形のサイクルで考えて。だから、今はもうこういう、うちなんか熊野やから、林業を元気にしようという形でいろんな形で政策的にやっとるんやけども。やっぱ、こうゆう形で、こうゆうものが30年40年もかかるんやったらね、こうゆうものができなくなるもので。本当に林道は重要なものでありがたいものなんだけども、やっぱりそれが、こちらが利用しやすいような形で出来たらと思ってるんです。よろしく願いいたします。

(委員)

県民の方に、林道の意味合いってというのは、多分、十分理解されてないところもあると思うんですね。今ここで色々お話があるように、やっぱり一般交通道はあったら便利だとか、高速道路があったら便利やとかっていう話はどんどん出てきてですね、一時ダメだという話もありましたけれども。今は、作ってくれという要望があってですね、林道も本来そういう意味合いで考えてくると、もっと早くすべきと思います。遅いから逆に要らないのではないかという話になってるような気がして、今さっき言われたように。ですので、何か見直して早く出来ないのかなと。これまだ12年かかるのなら無くても良い、というような感じになりかねないかと、個人的にはそう思います。ぜひとも早いスピードで動いて頂けるように、予算的には厳しいのは了解してますので、その辺り要望します。

(委員長)

はい。要望という事ですので、説明はなくていいとおもいます。その他はよろしいでしょうか。

(委員長)

はい、ではよろしいでしょうか。当初の予定より少し時間がかかりましたので、ひとまずここで質疑を終えたいと思います。いったん休憩を挟みまして、ただいま審議しました事業について委員会意見をまとめることにいたします。委員の皆さんよろしいでしょうか。これで質疑は終了とします。よろしいですか。それでは、一旦休憩としますが、再開は何時にしますか。

(事務局)

取りまとめに 20～30 分必要ですので・・・

(委員長)

それでは、一旦休憩とし、再開は 16 時 10 分とします。

[休憩]

(委員長)

予定より少し遅くなりまして申し訳ございません。委員会を再開したいと思えます。今しがた意見書案を検討しましたので、まずこの場で読み上げます。

意 見 書

平成 26 年 8 月 12 日

三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成 26 年 8 月 12 日に開催した平成 26 年度第 1 回三重県公共事業評価審査委員会において、県より林道事業 2 箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 林道事業 [県事業] 【再評価対象事業】

1 番 きょうがみね 経ヶ峰線

2 番 あさたにごえ 浅谷越線

1 番については、平成 6 年度に事業に着手し、平成 11 年度、平成 16 年度、平成 21 年度に再評価を行い、その後 5 年以上を経過して継続中の事業である。

2 番については、平成 6 年度に事業に着手し、平成 11 年度、平成 16 年度、平成 21 年度に再評価を行い、その後 5 年以上を経過して継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、1 番、2 番について事業継続の妥当性が認められた

ことから事業継続を了承する。

なお、事業が長期に渡っていることから、早期の事業完成に努めるとともに、事業効果の十分な発現のために、森林整備・林業振興を目的とした施策をさらに推進されたい。

以上です。委員の皆さんよろしいですか。

(委員同意)

(委員長)

はい、それでは、当意見書を持ちまして答申とします。なお、意見書につきましては、後ほど事務局から各委員に配布することにいたします。

(治山林道課)

どうもありがとうございました。

(委員長)

では、少し入れ替えがあった様ですが、よろしいでしょうか。では、引き続きまして議事次第の 5 番、再評価対象事業の概要説明について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい、説明いたします。評価の概要説明は、次回審議を行う事業につきまして、その評価の概要を事前に説明をすることにより、次回審議の際の円滑な審議を目的で行うこととさせていただきます。お手元の資料の 7 のうち、青いインデックスが付いた資料がそうとさせていただきます。今回は河川事業の 2 事業に付きまして再評価事業となります。三滝川と芥川でございます。この資料につきましては事業名や事業箇所、全体計画、位置図など事業の概要に関する記述と、再評価の視点に基づく評価内容や評価結果など、評価の概要に関する記述で構成されておりますのでご確認願います。この資料に付きまして、事業主体が 1 事業当たり 5 分以内で説明しますので、委員の皆さまにおかれましては次回の審議の際に同封して欲しい説明、あるいは追加してほしいバックデータなどの資料等がございましたら、今回ご意見を頂きたいと思っております。尚、これは審議ではございませんので、ご質問等につきましてはごく簡潔にお願いしたいと思います。尚、時間が押してます関係で、説明者の方につきましては、5 分以内ということとよろしく願いいたします。以上です。

(委員長)

それでは、早速 3 番と 4 番に付きまして、順番に概要説明をお願いします。

(四日市建設事務所 プロジェクト推進室長)

四日市建設事務所プロジェクト推進室、西澤でございます。よろしく申し上げます。先ず河川事業の 3 番、二級河川三滝川、広域河川改修事業の概要部分について、お手元の資料及びパワーポイントに付いて説明させていただきます。まず、流域の概要を説明させていただきます。前にも映してありますが、お手元の 3 番の流域位置図をご覧ください。三滝川は鈴鹿山脈の御在所岳を源とし、また、海蔵川は、菰野町千草地内を源とし、ともに上流から菰野町四日市市の 1 市 1 町を流れ伊勢湾に注ぐ二級河川です。流域面積は三滝川が 62.3 平方キロ、海蔵川が 43.8 平方キロ、流路延長は、三滝川は 23.3 km、海蔵川が 18.7 kmでございます。事業区間に付きましては、河口部を起点として三滝川が 9.7 km、海蔵川が下流部で 0.8 km及び中上流部 3.4 kmの合計 4.2 kmです。三滝川から分派する三滝新川が 0.5 kmとなっております。尚、この三滝新川によって三滝川から海蔵川に分派を計画している事から 3 河川を 1 事業として実施しております。利用箇所周辺の状況に付きましては、下流部から中流部にかけて市街地が形成されており、近鉄四日市駅を中心として、四日市市役所、四日市市民文化会館、市立四日市病院などの公共施設や事業所、及び沿岸部は工場などが集積しています。上流部には四日市市郊外及び菰野町に農耕地が広がっております。次に別様式 1、概要説明資料に沿って説明いたします。先ず、事業着手理由といたしましては、沿線の浸水被害の防止を目的に築堤工、河床掘削、護岸工などの施工による河川改修を行い、流下能力を確保し、治水安全度の向上を図るものでございます。今回再評価を行う理由としましては、平成 21 年度に再評価を実施して以降 5 年が経過しており、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条 (3)、再評価を実施して一定の期間が経過した事業に該当するためです。平成 21 年度の委員会においては事業継続の承認を頂いており、同時に市町の内水排除対策や準用河川整備など他の主体による事業との連携を密にし事業推進を図る事、との意見を頂いております。

次に事業進捗状況についてご説明いたします。事業期間は整備計画を策定した平成 18 年度から平成 47 年度の 30 年間で、全体事業費は 166 億 2,100 万円です。現在の進捗率は全体事業費ベースで 31%、残事業費は 115 億 2,100 万円です。併せて、参考資料右下の進捗状況の図をご覧ください。整備計画を策定した平成 18 年度以前に完了している区間は図面と言いますと茶色の区間となっております。現在は近鉄川原町駅付近の連続立体交差事業と合わせて、ネック点となっていました三滝川の国道 1 号四日市橋から上流の堀木橋の間を中心に整備を行っているところでございます。次に同じページの参考資料の下段の写真をご覧ください。写真 1 は三滝川の下流部 2.7 km 付近の写真で、現在近鉄名古屋線橋梁及びその上

下流の護岸を整備しているところがございます。写真 2 は、三滝川の中流部 6.0 km 付近の写真で、この区間に付いては、未改修の区間となっております。写真 3 に付いては、三滝川の上流、海蔵川の上流部 5.8 km 付近の写真で、この箇所から上流部については未改修の区間となっております。同じページの右上の事業効果の所をご覧ください。上段は、三滝川の下流部 3 km 付近の計画図を、下段は、海蔵川の上流部 6 km 付近の計画図を示しています。共に、引き堤による河道拡幅と河床掘削により、流下能力を確保して治水安全度の向上を図ります。また河川改修の実施に際しては、河床を平らにせず現在のみお筋を尊重し、瀬や淵の保全・復元に努めることや、植生に配慮した護岸工法を検討するなど自然環境に配慮した河川整備を行っております。

最後に費用対効果の算出についてご説明させていただきます。A3 の次のページの三滝川及び海蔵川の想定氾濫区域図をご覧ください。この図は被害が最大となる破堤地点を想定して作成したもので、特に三滝川右岸 7.3 km 付近で破堤した場合、流水は四日市市を中心に市街地まで流下して、大きな被害が出ると想定されております。また、三滝川と三滝新川の分流点より下流については三滝川左岸 2.8 km 付近が破堤地点と想定され、三滝川と海蔵川に挟まれた市街地に浸水被害が広がっております。これらの検討結果を元に費用対効果を算出した結果、総便益は 8,497 億 2,900 万円、総費用は 140 億 2,000 万円となり、費用対効果は 60.6 となります。この事から当該事業は想定氾濫区域内の住民の生命・財産・生活を守るための整備効果を大きく考えております。尚、費用対効果の算出表につきましては、概要説明資料最終ページに添付しておりますので、ご参照いただければと思います。三滝川の概要については以上でございます。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

続きます。わたくし、鈴鹿建設事務所事業推進室の井上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。河川事業 4 番、一級河川芥川総合流域防災事業概要説明に付いて、お手元の概要説明資料とパワーポイントで説明させていただきます。まず流域位置図をご覧ください。芥川は鈴鹿市の中央部に位置し、その源を近隣の丘陵に発し鈴鹿川に合流する一級河川でございます。流域面積は 11.39 平方キロ、流路延長は 6.7 km でございます。事業区間については、鈴鹿市加佐登町の国道 1 号との交差点から鈴鹿市中富田町までの 3,500m でございます。別様式 1 をご覧ください。事業着手理由にいたしましては、沿川の浸水被害防止を目的に、河川の拡幅、築堤、堰や橋梁等の改修により、流下能力を確保し、治水安全度の向上を図るものでございます。今回、再評価を行う理由は平成 21 年度に再評価を実施して以降 5 年が経過していることから、三重県公共事業再評価実施要項第 2 条 (3) に基づき実施するものでございます。これまでの事業経緯といたしましては、昭和 60 年度に事業に着手をし、前回平成 21 年度までの評価時には国道 1

号から県道辺法寺加佐登停車場線まで 1,800mの区間について再評価を実施しましたが、平成 23 年度に県道から上流の 1,700m 区間を含んだ合計 3,500m 区間で河川整備計画を作成している事から、今回の評価時期において評価対象区間を見直しております。また、事業期間につきましても昭和 60 年度から平成 40 年度までとしておりましたが、整備計画に合わせて平成 13 年度から平成 42 年度に見直しましたが、これらの見直しに伴い、全体事業費は 40 億 8,800 万円、残事業費は 27 億 5,900 万円となります。進捗率は概ね 47%となります。事業計画内容及び事業量の進捗について、中段に工種ごとに整備計画および残計画の事業量を記載しました。残計画の築堤に付いてのプリントでございますけども、表記が 66,760m となっておりますけども、正しくは 6,760m でございます。訂正の方をよろしくお願いたします。次に参考資料の進捗状況をご覧ください。平成 24 年度以前に完了している事業は黒色の区間となります。下流部の用地買収は概ね完了しており、現在は芥川の国道 1 号橋、1.2 km 付近から上流の整備を行っております。

次に参考資料の写真をご覧ください。写真①は事業区間下流部である 1.5 km 付近の写真です。現在、護岸はほぼ施工済みで、附帯橋梁下流は計画流量に対応した河積が確保されています。写真の②は事業区間中流部である 2 km 付近の写真です。橋梁付近のみ改修済みとなっております。写真③は事業区間上流部である 3 km 付近の写真です。河積不足により浸水被害の要因となっております。この区間については未改修区間となっております。写真④は事業区間上流部である 4.1 km 付近の写真です。河積不足により浸水被害の要因となっております。この区間についても未改修区間となっております。参考資料の事業効果をご覧ください。上段に芥川の下流部であります 1.5 km 付近の計画図を、下段には上流部であります 3.0 km 付近の計画図を示しております。共に河道改修により計画流量に対する流下能力を確保し、治水安全度の向上を図ります。また、河床掘削の実施に際しては、河床を平らにせず現在のみお筋を尊重し、瀬や淵の保全・復元に努めます。護岸については植生に配慮した護岸工法を検討するなど、自然環境に配慮した河川整備を行います。別様式 1 及び流域位置図をご覧ください。事業箇所周辺の状況に付いては、下流部から中流部にかけて民家・工場・鉄道が隣接しています。また、右岸側の鈴鹿川本川との間には、東海道の 45 番目の宿として発展した庄野町があります。上流部は両岸に水田が広がります。

次に、再評価の理由でございますけれども、平成 21 年度の再評価審査委員会において事業継続の承認を頂いており、また地元意向としても早期改修実現のために、芥川改修促進期成同盟会が設置されております。改修によって洪水被害の不安が解消されると地域の発展が伺える為、河川整備は周辺住民の強い願いとなっております。最後に費用対効果の算出について説明します。芥川の浸水深図をご覧ください。芥川は中流部の 2.2 km 付近で破堤し、下流側は 1.2 km 付近まで、

上流側は 3 km 付近まで浸水域が広がります。上流部の破堤していない区間の浸水に付いては、河道形状が掘りこみ河道であり、河道から溢水した為、浸水区域が広がったものでございます。これらの想定氾濫区域の検討結果を元に、費用対効果を算式いたしました。その結果、費用便益費は 218 億 2,000 万円、総費用 C は 43 億円となり、費用対効果は 5.1 となります。このことから、当該事業の想定氾濫区域内、住民の生命・財産・生活を守る為、整備効果は大きいと考えております。尚、費用対効果算出表に付きましては、芥川概要説明資料最終ページに添付していますのでご参考にして頂ければと思います。芥川の概要に付きまして以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。3 番ならびに 4 番の事業について説明を頂きました。今説明のありました事業について委員の皆さんいかがでしょうか。次回の審議に向けて、何かご意見やご要望などいかがでしょうか。お願いします。

(委員)

事業が先ほど 60 年になりましたという、その辺の事業の経緯というか、それが次回分かればと思いますので、両方とも、これ 30 年ぐらいかけて時間かけてやられるという事なんですけども、その辺り計画当初からの経緯を知りたいと思います。

(委員長)

その他どうでしょうか。審議自体はまた次回ということですが、こういうデータを準備してほしい、こういうこと知りたいとかそういうところでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。次回はかなり細かいデータがいろいろ出てくるとは思いますが。今日この場で要望が特にあるようでしたら。はい、よろしいでしょうか。では、3 番と 4 番の事業についてはここまでいたします。どうもありがとうございました。それでは事務局のほうから何か。

(公共事業運営課長)

事務局の方から次回のご案内をさせていただきたいと思います。次回につきましては、10 月 7 日の火曜日の午後に、今回と同じ吉田山会館 206 号会議室で開催する予定でございます。詳細時間につきましては、1 ヶ月ぐらい前に調節等をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

(委員長)

はい。それでは、よろしいでしょうか。では、これで本日の議事は終了させていただきます。

(公共事業運営課長)

それでは、これをもちまして平成 26 年度第 1 回三重県公共事業評価審査委員会を終了させていただきます。委員の皆様どうもご苦勞様でした。ありがとうございました。

[終了]